

## 村内一斉大清掃のお知らせ

きれいな村づくりのため、村内一斉に清掃活動を行います。各戸に1名以上のご協力をお願いします。

地区ごとに区長さんの指示のもと、道路や公園などに散乱するごみの収集にご協力ください。

### ●日時

10月15日(日) 午前7時30分～

※雨天実施、荒天中止の場合は、当日の同報無線にてお知らせします。

※清掃終了は各地区の区長さんの指示によります。

### ●お願い

- ・収集ごみは、3種類のごみ袋(可燃・不燃・プラスチック類)に分けて地区ごとに収集場所に集めてください。(午前9時ごろから順番に業者が回収します。)
- ・収集した空き缶やペットボトル、びんなどの資源ごみは、種類ごとに分けて地区ごとに収集場所に集めてください。
- ・個人の粗大ごみは、別に許可を

とって、投棄場に搬入してください。方法はすこやかカレンダーに記載していますが、ご不明な点はお問合せください。

### ●注意事項

- ・清掃活動を行う際は、次のことに注意してください。
  - ・ごみに直接触れないように、軍手等を使用する。
  - ・ごみ袋の口をしっかりしばる。
  - ・空き缶等の資源ごみはなるべく分別する。
  - ・活動後は水と石けんで丁寧に手洗いをする。
  - ・こまめに水分補給をする。
- 問合せ先  
すこやかセンター内保健環境課

## 私立高等学校等の授業料を補助します

本村では、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍する生徒の保護者負担を少しでも軽減するため、授業料の一部を補助します。

### ●対象者

10月1日(基準日)から引き続き本村に住所があり、私立高等学校

や私立専修学校高等課程に在籍している方。

※授業料を免除されている方は、補助対象外となります。

### ●補助金額

年額上限1万円

### ●必要事項

- ・申請書
- ・私立高等学校等生徒調書
- ・村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
- ・振込先が確認できるもの(預金通帳など)

※申請書等は、教育課窓口にて受領または村公式ホームページからダウンロードできます。

### ●申請期間

10月2日(月)～11月30日(木)

※午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜および祝日を除く)

### ●問合せ先

中央公民館内教育課



## 危険な空き家の除却費を補助します

倒壊または建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家の除却を促進し、地域住民の生活環境の保全および地域活性化を図るため、空き家除却工事に要する費用の一部を補助します。

### ●補助限度額

100万円

### ●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または、開発部建設課までお問合せください。

※補助金申請は、工事着手前に行っていた必要があります。申請前に除却工事に着手されますと、補助金対象外となりますのでご注意ください。また、交付申請から補助金交付まで同じ年度内で完了するようにしてください。

### ●問合せ先

開発部建設課



## 令和6年度 幼保連携型認定こども園 飛島保育園・飛島村立第一保育所 利用申込みのご案内

村内の認定こども園・保育所の利用申込みを受付します。利用案内等を10月16日(月)から申込み場所で配布しますので、必ずお受け取りのうえ期間内にお申込みください。

### ●利用できる施設

幼保連携型認定こども園 飛島保育園(私立) 飛島村立第一保育所(公立)

※村外にある施設の利用を希望する方は、福祉課までご相談ください。

### ●対象

認定こども園・保育所の利用申込みをする場合は、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

### ●保育を必要とする事由

児童の家庭の状況が①～⑦のいずれかに該当する場合

①就労(居宅外労働・居宅内労働) ②出産等 ③疾病等 ④看護・介護等 ⑤災害 ⑥求職活動 ⑦就学

※保育を必要とする事由に該当しない方は、申込場所へご相談ください。

### ●提出書類および持ち物

①子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等入所申込書

②食物アレルギーに関する調査票

③「保育を必要とする事由」を確認できる必要書類(就労証明書等)

④保育(利用)時間確認書

⑤申込書類提出にあたってのチェックリスト

※提出書類および持ち物の詳細については、利用案内でご確認ください。

### ●申込期間

11月1日(水)～30日(木)

午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜および祝日を除く)

※現在認定こども園または保育所を利用中で、令和6年度も引き続き利用を希望される方は、1月頃に継続の手続きを予定していますので、今回の申込みは必要ありません。

### ●申込場所

飛島保育園利用希望の方 飛島保育園

第一保育所利用希望の方 すこやかセンター内福祉課

### ●その他

利用者負担額(保育料・副食費)算定のため、令和5年度分の住民税情報が必要となります。令和5年度分の住民税申告を済ませていない方は、令和5年1月1日時点で住民票があった市町村にて申告をしてください。

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課

## 福祉医療受給者証を 更新します

母子・父子家庭医療の受給者証をお持ちの方で、有効期限が「令和5年10月31日」と表記されている方は、更新手続きが必要です。

10月上旬に対象の方へ更新申請書等を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。引き続き該当する方には、新しい受給者証を10月下旬に送付します。

なお、期限が過ぎました受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

### ●問合せ先

民生部住民課



## 児童クラブ利用案内

令和6年度児童クラブ年間利用申込み

### ●日時

令和6年4月1日～令和7年3月31日  
午前7時30分～午後6時30分  
(日曜・祝日・12月29日～翌年1月3日を除く)

### ●場所

飛鳥学園内児童クラブ

### ●対象

飛鳥学園前期課程に就学する児童の保護者またはそれに代わる者(家族)が就労等のため家庭が留守となる児童

※次の方は対象になりません

- ・児童が帰宅時に大人(20歳以上)が家にいる、または児童と同一敷地内に祖父母が居住し家にいる場合

・自営業で就労(勤務時間・場所)の証明が提出できない方

### ●利用料

1月～7月・9月～12月  
月額5,000円  
8月  
月額8,000円

### ●おやつ代

月額 1,200円  
(別途おやつ代には振替手数料がかかります)

### ●提出物

児童クラブ利用申請書  
就労証明書

※父母および同居の家族が対象になります。

### ●配布・申込期間

(同一敷地内祖父母含む)  
11月1日(水)～22日(水)  
午前10時30分～午後6時30分  
(土曜・日曜および祝日を除く)

※期限厳守

### ●留意事項

- ・平日は学校から直接児童クラブへ向かいますが、帰宅時は保護者の迎えが必要となります。
- ・土曜日・学校休業日における児童の送迎は保護者でお願いします。

・土曜日・学校休業日の昼食とお茶は各自で持参となります。

### ●申込み・問合せ先

飛鳥学園内児童クラブ

## 「児童クラブ」冬休み利用案内

児童クラブ冬休み利用申込み

### ●日時

12月22日(金)～令和6年1月6日(土)  
午前7時30分～午後6時30分  
(日曜・祝日・12月29日～翌年1月3日を除く)

### ●場所

飛鳥学園内児童クラブ

### ●対象

飛鳥学園前期課程に就学する児童の保護者またはそれに代わる者(家族)が就労等のため家庭が留守となる児童

### ●利用料

12月22日(金)～28日(木)  
利用料 2,500円  
おやつ代 600円

令和6年1月4日(木)～6日(土)  
利用料 2,500円

おやつ代 600円

※別途おやつ代には振替手数料がかかります

### ●申請書類

- ・児童クラブ一時利用申請書
- ・就労証明書

・その他必要書類

### ●配布・申込期間

11月1日(水)～13日(月)  
午前10時30分～午後6時30分  
(土曜・日曜および祝日を除く)

※期限厳守

### ●申込み・問合せ先

飛鳥学園内児童クラブ

## 通話録音が始まります

飛鳥村役場・総合社会教育センター・すこやかセンターにおいて、住民サービスの向上や職員の通話対応の品質向上、さらには業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の防止および職員への不当な圧力を排除することを目的として、11月から通話の内容を録音させていただきます。

電話をかけると録音をお知らせするアナウンスが流れ、アナウンスが終わり次第電話がつながりますので、ご理解ご協力をお願いします。

### ●問合せ先

総務部総務課



## 会計年度任用職員募集

### ● 図書館運営員

#### ● 業務内容

- ・資料の整理、受入、装丁、修理
- ・窓口業務(資料の貸出・返却、リクエストやレファレンス受付)
- ・本の紹介文の作成

#### ● 申込資格

- ・地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方
- ・簡単なパソコン操作(ワード・エクセル)ができる方

- ・土日祝日勤務が可能な方

#### ● 勤務日数・時間

- ・週4日(月曜(月曜が休日の場合は次の平日)および年末年始は休み)
- ・午前8時45分〜午後6時15分のうち7時間(休憩1時間含む)

#### ● 報酬

- ・飛鳥村パートタイム会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例に記載の報酬の範囲内で、経験等を考慮して決定します
- ・勤務時間によっては期末手当が支給されます

- ・所定の基準に従い、通勤費相当額が支給されます
- ・報酬等は改定される場合があります

#### ● 任用期間

- ・令和6年3月31日(日)まで

#### ● 勤務場所

- ・すこやかセンター内図書館

#### ● 採用予定人数

- ・1名

#### ● 申込方法

- ・写真を貼った履歴書を郵送または図書館開館日にお持ちください(図書館開館日につきましては、図書館カレンダーもしくは図書館ホームページ等でお確かめください)

#### ● 申込期限

- ・随時受付

#### ● 面接日

- ・申込みをされた方に順次ご案内します。

- ※平日に飛鳥村役場内で実施予定です

#### ● 申込み・問合せ先

- ・すこやかセンター内図書館

### ● 路肩清掃員

#### ● 勤務内容

- ・道路清掃および道路附帯物件の維持点検等

#### ● 申込資格

- ・地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

- ・準中型(車両総重量7.5t未満・最大積載量4.5t未満)以上の自動車運転免許を取得している方

- ・オートマチック車限定は不可

#### ● 勤務日数・時間

- ・週5日(土曜・日曜・祝日および年末年始は休み)
- ・午前9時〜午後4時
- ・(休憩1時間を含む)

#### ● 報酬

- ・1,200円程度/時間(時給)で、職務内容、経験等を考慮して決定します。
- ・勤務時間によっては期末手当が支給されます。
- ・所定の基準に従い、通勤費相当額が支給されます。

#### ● 勤務場所

- ・開発部建設課

#### ● 採用予定人数

- ・1名

#### ● 申込方法

- ・履歴書を郵送または建設課へ提出
- ・午前8時30分〜午後5時15分
- ※土曜・日曜および祝日を除く

#### ● 申込期間

- ・10月2日(月)〜31日(火)

#### ● 申込み・問合せ先

- ・開発部建設課

## シルバー会員募集

飛鳥村シルバー人材センターをご存じですか。すでに定年退職された方や、家業を後継者に譲られた方など、何かの仕事を通じて貢献したいという高齢者の皆さまが集まって、高齢者に向いている仕事を発注者(民間企業・一般家庭・官公庁等)から引き受けて働こうというのがシルバー人材センターです。会員の方々はお互い助け合いながら、いろいろな仕事に従事しています。

### ● 募集要件

- ・在住のおおむね60歳以上の方で、次の要件を満たしている方なら、どなたでも会員になれます。
- ・心身ともに健康で働く意欲のある方
- ・センターの趣旨を理解してくださる方

### ● 作業内容

- ・せん定・除草作業
- ・工場・事務所・公共施設の清掃等
- ・その他

### ● 申込み・問合せ先

- ・公益社団法人 飛鳥村シルバー人材センター

# 令和6年度以降のベンチ更新工事について

令和6年度以降、次の公園について、老朽化等の理由からベンチ更新工事を実施する予定です。

工事において、ベンチ設置撤去を計画しており、更新箇所・数については次の図のとおりとなっています。

ご意見等は次の問合せ先までご連絡をお願いします。

## ●工事予定公園

竹之郷公園、竹之郷木材団地公園、元起公園、新政公園、新政成こども広場

## ●意見聴取期限

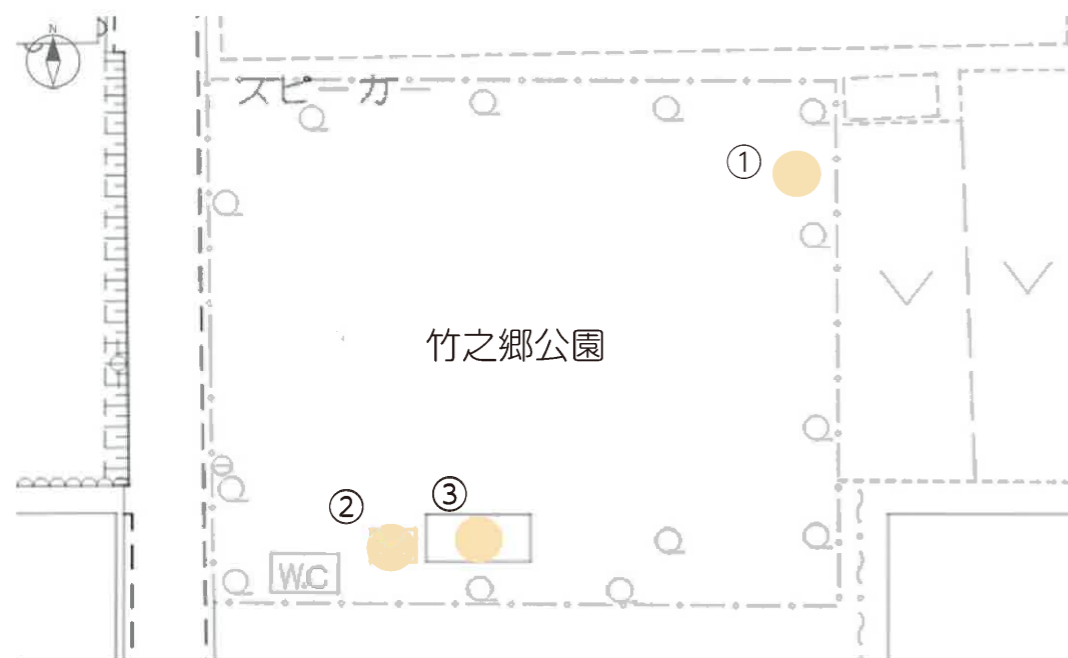
10月27日(金)午後5時

## ●問合せ先 開発部建設課

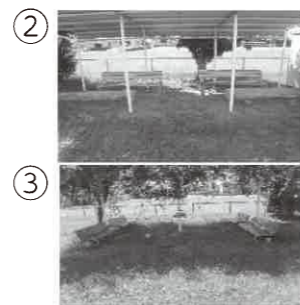
更新後のベンチのイメージ



### 〈竹之郷公園〉



撤去：1



②、③については更新予定なし。

### 〈新政成こども広場〉



撤去：3

設置：3

### 〈竹之郷木材団地公園〉



撤去：1

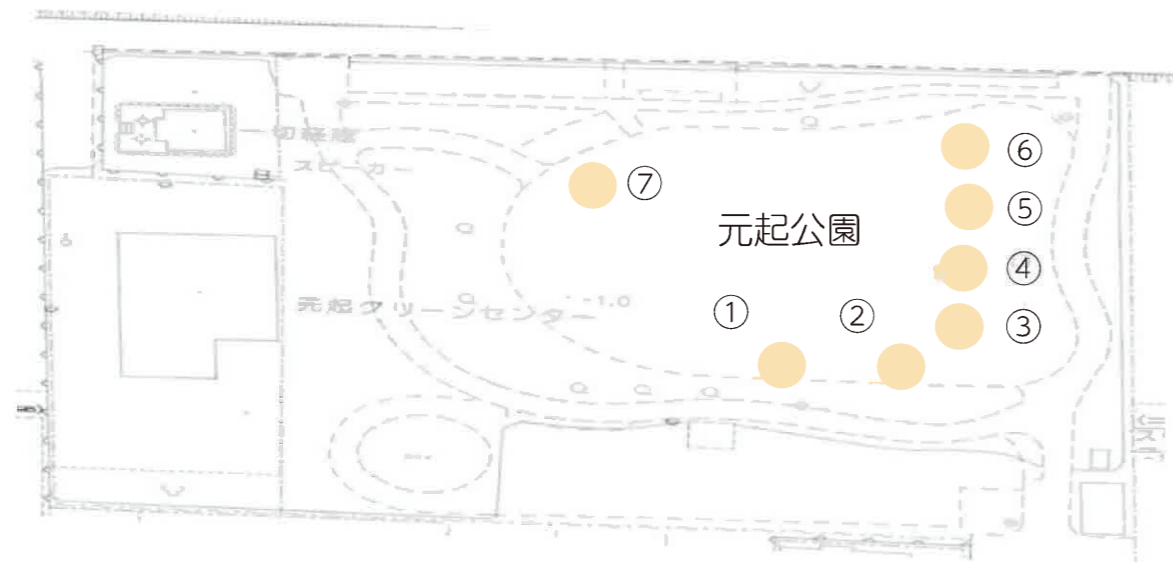
設置：1



撤去：4

# ベンチ更新工事について(つづき)

〈元起公園〉



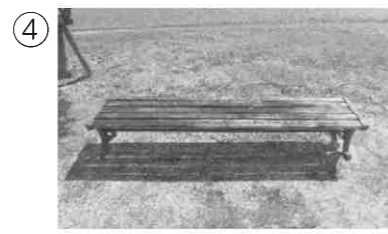
撤去：1  
設置：1



撤去：1  
設置：1



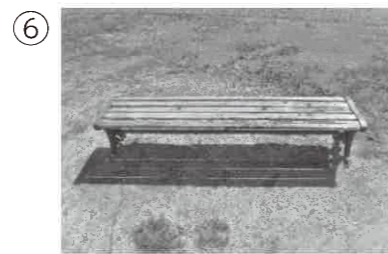
撤去：1  
設置：1



撤去：1



撤去：1  
設置：1

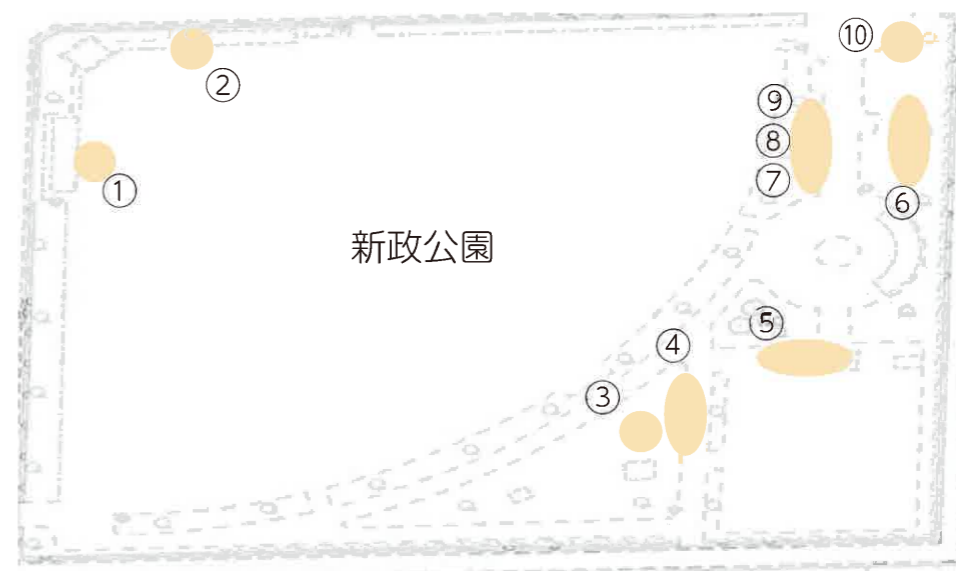


撤去：1



撤去：2  
設置：2

〈新政公園〉



撤去：5  
設置：5



撤去：5  
設置：5



撤去：1  
設置：1



撤去：3



撤去：4  
設置：4



撤去：3  
設置：3



撤去：2



撤去：1



撤去：1



撤去：1

# 通行止めにご協力ください

令和5年10月から令和6年3月にかけて、飛島村大字服岡～大字三福地内において複数の工事を予定しています。工事による規制のため、村道幹線1号線が次のとおり終日通行止めになります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※地区内関係者の方は通行できます。

※大型車は国道23号と県道を通行するよう迂回にご協力ください。

●**通行止め範囲**：東神戸交差点～飛島農免西交差点までの村道幹線1号線(下図破線箇所)

●**通行止め期間**：10月2日(月)～令和6年3月31日(日)

●**問合せ先**：愛知県海部農林水産事務所 排水対策課 ☎24-2158  
開発部建設課 ☎97-3464  
飛島土地改良区 ☎52-1053

## 工事規制位置図

